

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

1つ目の質問事項は、町政情報のさらなる伝達の取り組みを、についてです。

内容ですけれども、町長の町政への各般の取り組みについては、日々目新しく、その変化、スピードには新鮮さを感じているところです。友好都市交流、企業との協定、大学との協定、商品開発と販売などは町民にとり有益なことで、興味をそそることが盛りだくさんです。

しかしながら、広報、ホームページを見ない、また座談会に出ないなどの町民の方々にも町の取り組みを漏れなく伝え、理解、納得してもらうことは必要であり、常に周知への努力を考えていかなければならないと思います。

町広報、議会だよりの工夫、また人の集まる場所に紹介コーナーなどの特設を考えるなど、高齢化の進行の中、ITなどできない方々を含めオール美郷町民が美郷丸に乗り損なうことのないよう、町の行っている政治の伝達と理解してもらう方法についてどのように取り組んでいくのか町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からお話がありましたとおり、これまで美郷町では各般にわたって町独自の取り組みを展開してきておりますが、そうした展開についてできるだけ町民から理解と協力をいただきながら推進できるよう、情報の伝達には意を払ってきたつもりです。

具体的には、毎月の広報美郷及び広報美郷お知らせ版を通じ各般の取り組みをできるだけ迅速にお伝えするようになってきたとともに、各種事業や制度については、毎年度その内容を周知する美郷町まちづくりガイドを作成し、紙媒体を通じた情報伝達に努めております。また、電子媒体についても、ホームページを通じた情報伝達に努めてきておりますが、より一層幅広くご利用いただくために、平成26年4月からは町の公式フェイスブックの運用を開始しているほか、平成27年2月からは目が不自由な方にも情報に触れてもらいやすいよう、自動音声案内や文字サイズの

選択などができるなどの機能充実を図ってきたところです。

さらに、広く町民からご意見を伺う広聴活動も町政情報を発信できる大切な機会であるため、やまびこ座談会や若い世代との意見交換会などを開催するなど、幅広く対応をしてきているところです。

こうした取り組みを通じ町政に関する情報発信に努めてきておりますが、議員がおっしゃいますとおり、広報をお読みいただいている、あるいは広聴活動にもご参加いただいている町民がいらっしゃることは、各般の活動を通じ感じているところでもあります。そのため、紙媒体や電子媒体などを通じ、ぜひとも町政情報に触れていただくよう折に触れてなお一層お伝えしていくとともに、さらに町政情報に触れていただくよう重層的な情報伝達の仕組みを構築する認識で、新たな情報伝達手段についても実施してまいりたいと考えているところです。

具体的には、災害等に関する情報伝達手段として新たに平成28年度から緊急告知FMラジオを導入いたしますが、ことし10月から毎週火曜日、エフエム秋田で美郷町のラジオ番組「マイシティ・マイタウン美郷町」が放送開始予定となっております。毎月第一火曜日の番組時間には、機器動作確認のため、強制的にラジオスイッチが入り自動的に番組が流れる仕組みとなります。そのため、耳をふさがない限り、そして在宅でいらっしゃる限り必ず情報が耳に届くこととなりますので、その番組内で町の行事や取り組み、観光情報など、町民の身近な情報をお伝えしてまいりたいと考えております。

いずれ、町の取り組みについては今後も町民各位よりご理解、ご協力をいただきますよう、町政情報の発信、伝達に意を払うとともに、その伝達手法についても、取り巻く環境変化等を踏まえて思料し、伝わりやすさとわかりやすさを意識して取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

では、次の質問に移ります。

○5番（村田 薫君） それでは、2つ目の質問に入ります。

質問事項は、税金、使用料などの徴収状況は、ということです。

47都道府県と20政令市の地方税や国保税などが、毎年1,400億円ほど徴収できずに不納欠損処分となっております。これに市町村分を含めるとさらに額は増加することは明白と思われま

す。納税の義務は憲法で定められており、互いに支え合う社会を継続していくのに必要とされています。滞納者のごね得、不払い得を許さない社会環境の整備を、日ごろから役場、町民一丸とな

ってつくり上げていかなければならないことは言うまでもありません。この考え方は条例で定められている使用料及び手数料などについても同じであると認識しております。

質問に入りますが、1つ目として、当町における地方税、これは町税のことですけれども、公共料金、使用料及び手数料のことですが、これの収納率のこの数年間の動向について伺います。

2つ目は、納付したくてもお金がなくて、わずかなお金だと思うのですけれども、住民の生活再建の方策を行政が滞納者と一緒に考えるなどの配慮は十分にされているものかを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、町税の収納率の動向についてですが、町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者保険料を合計した収納率について、平成25年度から27年度まで3年分をお知らせいたします。

まず、現年分ですが、平成25年度97.71%、平成26年度97.50%、平成27年度97.56%となっており、平成25年度から0.15%減少しています。滞納繰越分は平成25年度19.87%、平成26年度19.31%、平成27年度24.35%となっており、平成25年度から4.48%増加しています。現年度分と滞納繰越分の合計では、平成25年度91.94%、平成26年度91.45%、平成27年度91.57%で、平成25年度から0.37%減少しています。3年間だけを見ますと減少傾向に見えますが、滞納対策班で統計をとり始めた平成21年度を起点にいたしますと、その収納率は0.97%増加しているところです。

また、過去3年間の税目別平均収納率ですが、町民税95.90%、法人町民税98.21%、固定資産税91.61%、軽自動車税94.57%、国民健康保険税84.49%、後期高齢者保険料99.04%となっております。なお、県内の税別収納率は、平成27年度分は公表されていないので平成26年度分を見ると、県内25市町村の中では町民税が7位、法人町民税が12位、固定資産税が7位、軽自動車税が12位、国民健康保険税が4位となっており、美郷町の収納率は県内では比較的上位となっております。また、未納額については、平成25年度と比較すると約600万円減少しているところです。

次に、公共料金収納率の動向についてですが、簡易水道使用料、下水道使用料、農業集落排水使用料、住宅使用料、こども園使用料、延長保育料、放課後児童クラブ利用料、一時保育料を合計した収納率について、平成25年度から平成27年度まで3年分をお知らせいたします。

まず、現年分ですが、平成25年度98.84%、平成26年度98.74%、平成27年度98.90%で、平成25年度から0.06%増加しています。滞納繰越分は、平成25年度14.28%、平成26年度13.20%、平成

27年度12.25%で、平成25年度からは2.03%減少しております。現年分と滞納繰越分の合計では、平成25年度93.85%、平成26年度94.00%、平成27年度93.20%で、平成25年度から0.65%減少しております。

過去3年間の公共料金別平均収納率は、簡易水道使用料91.35%、下水道使用料95.63%、農業集落排水使用料89.89%、住宅使用料95.02%、こども園使用料99.63%、延長保育料99.45%、放課後児童クラブ使用料99.18%、一時保育料97.31%となっております。公共料金の収納率の動向としては、滞納対策班で統計を取り始めた平成21年度から94%前後を維持しているところです。なお、町税を含めて複数の公共料金を滞納している場合もあることから、滞納対策班では情報共有及び公平性を確保しながら収納しているところです。

次に、滞納者への配慮についてですが、はじめに納期限までに税金が納まらなかった場合の流れについてご説明いたします。納期限後20日以内に督促状を送付し、その後も納付がなかった方々に対し、本来であれば法に基づき直ちに差し押さえをしなければなりません。諸事情を勘案し、滞納している税金の納税について納税相談に来られるよう促しております。そして、それでも納税相談されない方に対しては、その後、家庭訪問を実施しております。税金の滞納者の中には公共料金など複数滞納している場合があり、滞納対策班内で情報共有及び公平性を確保するため、家庭訪問の際は他課職員との合同訪問を実施することもあります。

家庭訪問を行い、納付意志がある場合は、納付誓約書を作成し、誓約に基づく納付を促しております。納付期限におくれた場合は再度納付相談や臨戸徴収を実施しているところです。一方、納付意志がなく納付誓約に同意しない場合は、資産調査の上、差し押さえ交付要求をしております。

そこで、納付意志はあるものの納付困難な世帯への配慮についてですが、滞納額を踏まえた納付相談によって、最低限の生活を圧迫しない範囲で納付していただくよう指導するとともに、状況によっては減免制度についても説明し、活用指導もしているところです。また、納期ごとの納付が困難な場合は、月々分割で納付していただくように配慮もしているところです。

国民健康保険税については、被保険者証更新時に納税相談を実施しております。納税相談や家庭訪問の際には、正確に世帯状況を把握し現況に合わせた納付誓約書を作成、月々分割の見直しや減免申請を勧めるなどしております。

さらに、納税相談により多重債務などの実態が判明したケースでは、県の生活センターや弁護士の無料相談の案内をするなどきめ細やかな対応を心がけておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 私、今の質問の中に入っていたのを聞き逃したのかもしれませんが、滞納予防というか滞納防止のためといたしまして、現年度分の納税通知が7月ごろ私どもに届きますが、この時点で既に納付がかなり難しいという相談者へのさらなる分割といたしますか、そういう配慮はされているというご説明はございましたか。

○議長（高橋 猛君） 町長、答弁を求めます。自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問について、実務的な内容ですので税務課長に答弁させますので、お願いします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月の納付書を発行したときにもう既に困難という方に対しては、減免制度をまずお勧めしております。どうしても支払いたいという意志を持った方には、3月までの分割ということで納付書を作成し直して発行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。